

京都市告示第498号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年1月6日

京都市長 門川大作

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	吉田緯9号線	左京区吉田河原町5番地の1地先 同上		
2	山科西野山経5号線	山科区西野山中臣町46番地地先 同町41番地の1地先		
3	山科西野山緯33号線	山科区西野山中臣町300番地の1地先 同区西野山中鳥井町124番地の3地先		
4	深草経59号線	伏見区深草大亀谷東寺町29番地地先 同町47番地の1地先		

(建設局土木管理部道路明示課)